

居宅サービス基準について

この内容は平成21年3月13日現在の厚生労働省から示された案によるものです。今後、厚生労働省から通知等があった場合は、要件が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

(1) 人員に関する配置基準

【病院の場合】

職種	資格要件	配置基準
医師	医師	・専任の常勤1名以上
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 又は 看護職員若しくは介護職員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 看護師、准看護師	・通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる者が利用者が10人までは1人、10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上
<p>・上記に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、サービス提供日毎に、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。</p> <p>・従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位までとする。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては、0.5単位として扱うこと。</p>		

【診療所の場合】

職種	資格要件	配置基準
医師	医師	<p>【利用者数が10人を超える場合】</p> <p>・専任の常勤1名以上</p> <p>【利用者数が10人以下の場合】</p> <p>・専任の者1名以上</p> <p>・利用者の数が医師1名に対し、1日48人以内</p>
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 又は 看護職員若しくは介護職員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 看護師、准看護師	・通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる者が利用者が10人までは1人、10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上
<p>・上記に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、サービス提供日毎に、常勤換算方法で、0.1以上確保されていること。</p> <p>・従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位までとする。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては、0.5単位として扱うこと。</p>		

【注】

「単位」とは、同時に一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいいます。例えば、以下の場合、2単位として扱いますので、それぞれの単位ごとに従業者を確保する必要があります。

a. 一定の距離を置いた2つの場所で行われる場合

b. 午前と午後とで別々の利用に対して指定通所リハビリテーションを行う場合

「専ら提供に当たる」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

「経験看護師」とは、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（老人診療報酬点数表）に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション科、運動器リハビリテーション科に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等において、それらに1年以上従事した者をいいます。

(2) 設備に関する基準

設備	内容
実施場所	・病院又は診療所であって「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」の設置が可能なもの。
専用の部屋	・3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上
消火設備・器械及び器具	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具

【注】

「専用の部屋」とは、介護保険の利用者のみへ通所リハビリテーションの提供を行う区画のことを指し、医療保険での利用者へサービス提供を行う区画と明確に区分する必要があります。

但し、それぞれの利用者について部屋を区切ってサービス提供を行う場合や、時間帯で利用者を分け、それぞれの利用者を区分してサービス提供を行う場合は、同じ部屋を使用することが出来ます。